

答 申 第 2 2 4 号
平成29年12月25日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成29年12月25日付け岐阜市民市第634号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について

(1) 事案の概要

岐阜市では、中心市街地のにぎわいを取り戻し、魅力あるまちづくりを進めるため、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項の規定により都市再生整備計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施している。

現在の都市再生整備計画は平成29年度をもって終了するが、平成30年度から5年間の岐阜中央部地区（JR岐阜駅周辺からぎふメディアコスモスまでの特定の地区をいう。）における都市再生整備計画を新たに策定するに当たり、定量的な事業効果を把握する必要があるため、「岐阜中央部地区 都市再生整備計画に関するアンケート調査」を実施する。

この調査を実施するため、調査対象者の抽出及びタックシールの作成に当たり、市民生活部市民課の保有する住民基本台帳の情報を利用目的以外のため利用する。

(2) 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

調査対象者の氏名、住所及び郵便番号

2 意見

適当なものと認める。